

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和7年 月

南 相 馬 市

# 目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1 南相馬市の位置、気候及び農業の現状	1
2 農業構造の変化	2
3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	2
4 農業経営改善支援センターの活動方向	5
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	8
1 営農類型	8
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	10
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	13
第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	14
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	14
2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項	14
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1 利用権設定等促進事業に関する事項	17
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	25
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	28
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	29
5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	30
6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	31
第5 その他	33

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 南相馬市の位置、気候及び農業の現状

南相馬市（以下「本市」という。）は、福島県浜通り地方に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系に接する比較的なだらかな平地農村地帯である。阿武隈山地を水源とする真野川及び新田川、小高川等の二級河川沿いの肥沃な土地を利用した水田地帯と丘陵の畑地帯に大別される。水田地帯では、大区画のスケールメリットを生かした低コスト水田農業や施設園芸等が展開され、畑地帯では、ブロッコリーやタマネギなどの土地利用型野菜の栽培が盛んである。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力（株）福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。なお、原発事故による災害を「原子力災害」という。）が発生し、沿岸部では、津波により多くの農用地が被災したほか、放射性物質の拡散により農用地は汚染され多くの農業者が避難生活を余儀なくされた。

また、米の作付制限や農産物の出荷制限、さらには風評による買い控え等の問題が発生するなど農業生産に大きな影響を及ぼしたが、現在は、被災した農用地、農業施設等の復旧を進めるとともに、放射性物質の吸収抑制対策や農産物の緊急時環境放射線モニタリングの実施等による農産物の安全性確認を行いながら、本市農業の営農再開を進めている。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）は、平成23年度末時点では、330経営体であったが、東日本大震災及び原子力災害の影響に加え、担い手の高齢化により、平成26年度末時点で269経営体へ約18%減少、令和元年度末時点で245経営体へ約26%減少、令和6年度末時点で217経営体へ約35%減少している。

また、水稻における作付面積は原子力災害以前である平成22年度は約5,031ヘクタールであったが、平成26年度は約1,077ヘクタールへと大きく減少した。令和元年度は2,740ヘクタール、令和6年度は3,644ヘクタールと回復傾向にあるが、いまだに農業者の避難が継続する地域が残されており、今後とも風評被害への対応を含め営農の再開に向けた取組が必要となっている。

## 2 農業構造の変化

昭和40年代から積極的な企業誘致と双葉地方に原子力発電所が立地されたことを契機として、恒常的な勤務による安定的兼業農家が増加してきたが、近年は、兼業農家から土地持ち非農家への移行が進んでいる。2015年農林業センサスでは、東日本大震災の影響もあり、前回調査と比べて、総農家数は約44%の減少、農業の中心的な役割を担っている販売農家数では約46%と大きく減少している。また、65歳未満の農業就業人口も減少しており、農業従事者の高齢化も進んでいる。

これまで、安定的兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、東日本大震災及び原子力災害の発生による営農中止、営農意欲の減退により鈍化していたが、近年、これら兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を契機として、急速に農地の流動化が進みつつある。

## 3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような情勢の中で、本市農業の再生を図り、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、おおむね10年後の農業経営目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業者等を育成することとする。

### (1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域における優良な経営事例を踏まえつつ、農業を主業とする農業者が、他産業従事者とそん色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり460万円以上、1個別経営体当たり590万円（主たる従事者1人＋補助従事者1人）以上）、年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの農業経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

### (2) 担い手育成の考え方

本市農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域での話合いに基づき本市が策定した地域計画（法第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向けて、計画の見

直しを推進するとともに、将来にわたり地域の中心的経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）及び認定農業者等の確保・育成を図ることを基本とし、個別の担い手確保が困難な地域においては、農作業受委託組織や集落営農組織、さらにはJA出資型農地所有適格法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。また、農作業受委託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進し、農用地の維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものから、特定農業団体<sup>1</sup>や特定農業法人<sup>2</sup>への移行を図る。

- 1 農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。）
- 2 農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人

### （3）目的達成のための推進方向

#### ア 認定農業者等の育成

地域における話合いに基づいた地域計画により将来の農地利用の姿を明確にし、認定農業者等の担い手への農用地の利用集積・集約化を加速するほか、農地整備事業の活用によるほ場の大区画化やICT等の先進技術の導入を推進し、経営規模の拡大と生産性の向上を図る。

#### イ 法人化の推進

企業的経営管理の実施や就業条件の整備、経営継承等の支援と併せて、法人化を促し、新規就農者（雇用就農）の受け皿ともなる経営体を育成する。

農業生産組織については、経営の効率化を図りながら、構成員の意向や経営実態に応じて法人化へ誘導する。

## ウ 集落営農の推進

地域の合意に基づき、担い手を中心に、小規模な農業者、高齢農業者等の多様な経営体等が、農用地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理や補助労働力の提供等の役割を發揮できる持続的な営農システムの構築を支援する。

## エ 女性農業者の経営参画促進

女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

## オ 土地利用型農業経営の推進

土地利用型農業経営については、農用地の面的集積とスマート農業の推進による一層の規模拡大を進めるとともに、地域の条件に合った適地適作を基本とする品種や栽培方法の組み合わせを図る。

また、スマート農業技術や低コスト化のための技術の開発・普及及び農地整備事業等を連動させながら推進する。さらに、経営所得安定対策等を積極的に活用しながら、主食用米と飼料用米、加工用米、WCS用稲等の非主食用米や麦、大豆、そば、飼料作物、園芸作物等の生産を組み合わせた効率的な経営の確立を目指す。

## カ 集約型農業経営の推進

集約型農業経営については、地域の条件に応じて、野菜、果樹、花き、菌茸等の導入及び生産拡大のための機械化、施設化等の生産基盤の整備を一層推進する。

## キ 持続可能な畜産経営の推進

畜産経営については、経営規模の拡大、生産性の向上、耕種農家等との連携を含めた生産基盤の拡大による低コスト化、優良家畜の導入による高品質化、家畜排せつ物の循環利用等により、持続可能な畜産経営の実現を図る。

## ク 地域産業6次化の推進

農村資源と人材・技術を生かし、第2次・第3次産業などの地域の他産業分野と連携し、農産物等の付加価値向上を図る地域産業の6次化を推進し、農業者の所得向上と地域の雇用確保による地域経済の活性化を図る。

## ケ 環境と共生する農業の推進

地域の有機資源の循環利用を基礎としたエコファーマーの育成や有機栽培、特別栽培等の環境と共生する農業を推進する。

#### コ G A Pの推進

持続可能な農業経営を確立するため、食品安全、環境保全、労働安全等に配慮したG A Pの認証取得に向けた取組を推進する。

#### サ スマート農業の推進

省力化・効率化や収量・品質の向上に向けて、ロボット、A I、I o Tなどの先端技術の活用を進める。

### 4 農業経営改善支援センターの活動方向

本市は、農業委員会及び農業協同組合、県相双農林事務所農業振興普及部（以下「県普及部」という。）等と十分な連携を図りながら、農業者に対して濃密な指導を行うため、農業経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。支援センターでは、集落段階における話し合いを促進するとともに、その中で、認定農業者及び認定新規就農者の育成や集落営農の組織化など、地域の実情に即した経営体の育成、農用地の利用集積の方向等を明らかにする。

また、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断や先進的な技術導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等について重点的指導を行う。農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上を図るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画作成の指導等を行う。

農業経営改善計画の実現を図るため、農用地の利用集積や制度資金の利子補給などの支援措置についても、認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。さらに、地域の面的な広がりを対象とする各事業の実施に当たっては、認定農業者の経営にも十分配慮するとともに、事業計画の策定等においては、認定農業者及び認定新規就農者の参加を推進する。

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、集落を単位とした集落営農の組織化について、重点的に指導、助言を行う。

### 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

#### （1）新規就農の現状

本市の令和6年度の新規就農者は17人であったが、過去5年間の平均は10人となっている。今後も本市の基幹作物である稲の産地としての生産量の維持及び施設野菜等戦略的作物の生産拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

## (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

### ア 確保・育成すべき人数の目標

令和3年12月策定の福島県農林水産業振興計画の新規就農者等の確保に向けた目標である年間340人以上を参考に、本市においては年間10人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で5法人増加させる。

### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、3の(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。

そのため、本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の6割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得276万円程度)を目標とする。

### ウ 農業法人等への雇用により就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及部や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、既に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を以下のとおり示す。

### 1 営農類型

#### 〔個別経営体〕

個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で、地域他産業従事者と同色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るものである。また、これに係る営農類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人を基本とした。

#### 〔集落営農型〕

集落営農を推進している地域において、「組織経営体」が担い手として位置付けられている経営を想定した。「組織経営体」は、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で、地域他産業従事者と同色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で、3世帯の協業組織とし、主たる従事者3人、補助従事者3人を基本とした。

	営農類型	経営規模	生産方式
1	水稲	水稲（移植・主食用米） 2,200 a 水稲（直播・飼料用米） 800 a	水稲（移植・主食用米）：高密度播種育苗（ ） 水稲（直播・飼料用米）
2	水稲 （組織経営体・ 集落営農）	水稲（移植） 2,500 a 水稲（直播・飼料用米） 4,000 a 大豆 1,500 a 小麦 2,000 a	水稲（移植・主食用米）：高密度播種育苗 水稲（直播・飼料用米）

	営農類型	経営規模	生産方式
3	野菜 + 水稲	かぼちゃ（露地） 100 a ブロッコリー（秋冬） 700 a 水稲（移植） 200 a 水稲（作業受託） 600 a	ブロッコリー（秋冬）：露地 水稲（移植）：高密度播種育苗
4	野菜 + 水稲	ねぎ（夏秋） 50 a ねぎ（秋冬） 110 a 水稲（移植） 200 a 水稲（作業受託） 600 a	ねぎ（夏秋）：転作 ねぎ（秋冬）：機械化体系、転作 水稲（移植）：高密度播種育苗
5	野菜 + 水稲	にら（秋冬） 40 a 水稲（移植） 200 a 水稲（作業受託） 600 a	にら（秋冬）：施設野菜（パイプハウス） 水稲（移植）：高密度播種育苗
6	野菜 + 水稲	ミニトマト（施設） 35 a 春菊（施設） 35 a 水稲（移植） 200 a 水稲（作業受託） 600 a	ミニトマト（施設） 春菊：施設栽培（パイプハウス） 水稲（移植）：高密度播種育苗
7	野菜 + 水稲	タマネギ（秋植え） 600 a 水稲（移植） 1,500 a	タマネギ：機械化体系 水稲（移植）：高密度播種育苗
8	果樹	日本なし 180 a ぶどう 20 a	日本なし：幸水 50a、豊水 60a、あきづき 30a、新高 40a、ジョイント栽培 20%導入、性フェロモン剤利用 ぶどう：あづましずく 20a
9	花き + 水稲	トルコギキョウ 35 a ストック 35 a 水稲（移植） 200 a 水稲（作業受託） 600 a	トルコギキョウ：8月出荷 ストック：3月出荷 水稲（移植）：高密度播種育苗
10	花き	宿根カスミソウ 30 a 30 a 35 a	宿根カスミソウ（4-5月定植） 宿根カスミソウ（6-7月定植） 宿根カスミソウ（据え置き）
11	酪農	酪農 50 頭 飼料作物（牧草） 1,000 a	酪農
12	肉用牛（肥育） + 水稲	肉用牛（肥育） 120 頭 水稲（移植） 200 a 水稲（作業受託） 600 a	肉用牛（肥育） 水稲（移植）：高密度播種育苗
13	肉用牛（繁殖） + 水稲	肉用牛（繁殖） 45 頭 飼料作物（牧草） 500 a 水稲（移植） 250 a 水稲（作業受託） 600 a	肉用牛（繁殖） 水稲（移植）：高密度播種育苗

高密度播種：密苗・密播のこと

## 2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

生産方式	<p>1 共通事項</p> <p>(1) 複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の平準化を図る。</p> <p>(2) 野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。また、機械化・共同化により、一層の省力化・低コスト化を図る。</p> <p>(3) 化学農薬・化学肥料の削減や地域有機性資源の循環利用に努め、環境と共生する農業に取り組む。</p> <p>(4) 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進めるとともに、農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等により、農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。併せて、ロボット技術やICTの活用により省力化や労働ピークの分散を図る。</p> <p>(5) 放射性物質の吸収抑制対策の実施や農産物の放射性物質濃度の把握等により、安全性の確保された食品流通を推進する。</p> <p>2 作目別の技術等</p> <p>(1) 水稲</p> <p>ア 生産の合理化を進めるため、担い手への農地集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進める。また、直播栽培等の省力・低コスト生産技術やICT等の先進技術の導入を進める。</p> <p>イ 高品質・良食味米を安定生産するため、ICT等の先進技術や、地域条件に適した品種を導入する。また、カントリーエレベーターやライスセンター等基幹施設の利用を推進する。</p> <p>ウ 売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。</p> <p>エ 加工用米、飼料用米、WCS用稲、備蓄米等の非主食用米の生産による水田利用を拡大し、水田作経営の安定化を図る。</p> <p>(2) 大豆・そば・麦類</p> <p>ア 実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化を進める。</p> <p>イ 安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。</p> <p>(3) 野菜</p> <p>ア 個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。</p> <p>イ 高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともにかん水同時施肥装置や環境測定装置等により、管理作業の自動化、可視化を進める。</p>
------	--

ウ 加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、移植、防除、収穫運搬作業等の機械化一貫体系の構築により、土地利用型野菜の導入を図る。

(4) 果樹

ア ナシ等では、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。

イ 栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、ジョイント仕立て、人工受粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。

ウ 担い手の経営規模の拡大に向けて、雇用労力の確保を支援するとともに、農地の有効活用と集積を推進する。

エ 自然災害や重要病害虫を防ぐため、防風ネット、防霜ファン、多目的防災網の導入を進める。

(5) 花き花木

ア 生産拡大に向けて、大規模園芸施設の整備を支援するとともに、品目の複合化や作型の分化による労力分散を図り、規模拡大を促進する。

イ 需要に応じた生産を進めるため、計画生産・出荷が可能となる電照等による開花調整技術や高温対策技術の導入を促進する。

ウ 定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、かん水設備の導入や農業クラウド等のICTを活用した省力高品質生産のための新たな生産システムの導入等を進める。

(6) 畜産

ア 大規模酪農経営では、乳用牛群検定成績を活用した生乳生産を進めるとともに、自動給餌システムやフリーストール・ミルクパーラー方式、搾乳ロボット等の導入により、省力化を進める。

イ 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。

ウ 土地の利用集積や遊休農地の活用を積極的に進めるとともに、高性能機械の導入や、コントラクターの活用による飼料生産の効率化を図る。

エ 耕畜連携のもと飼料用米、稲WCSの活用による経営安定化及び飼料自給率の向上を図る。

オ 良質なたい肥生産に努め、たい肥供給者リスト等を活用した耕種農家との連携によるたい肥利用を促進し、有効資源の循環を図る。

(7) 菌茸

ア しいたけの栽培においては、品種の特性に応じた温湿度管理を行い、安定生産に努める。

イ 使用品種及び労働力の見直しを行い、無駄のない経営規模、栽培体系の整備を図る。

<p>経営管理の方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。また、青色申告を実施する。</li> <li>2 経営分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。</li> <li>3 家族経営については、経営を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、法人化を進める。</li> <li>4 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。</li> <li>5 積極的にGAPの認証取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営を実践する。</li> <li>6 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等へ積極的に参加し、各種支援制度等の情報収集に努める。</li> </ol>
<p>農業従事の態様等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 個別経営体 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。</li> <li>(2) 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。</li> <li>(3) 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。</li> <li>(4) 酪農経営等では、ヘルパー制度を活用し、他産業並みの休日を確保する。</li> </ol> </li> <li>2 組織経営体 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、就業条件を整備する。</li> <li>(2) 作業環境の改善、作業姿勢の改善など、労働環境を整備する。</li> <li>(3) 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的確保のための情報を整備する。</li> </ol> </li> </ol>

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の状態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標達成を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の経営の指標は、第2で定めるものと同様である。

ただし、経営開始当初は、農用地の段階的取得や農業用機械の共同利用により、経営安定に向けた取り組みをすすめることが望ましい。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

将来の地域において、上記第2に掲げるこれらの安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集積目標は以下の通り。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合及び面的集積の目標	備考
<p style="text-align: center;">面積の割合 60%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められていることから、農地中間管理事業等を活用しながら、上記面積の割合目標の達成により利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	

(注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積割合の目標」は、地域における担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)の農用地利用面積(所有面積、借入面積及び特定農作業受託面積)の割合の目標である。

(注2)目標年次は、13年度末とする。

#### 2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市では、水稻・麦・大豆やブロッコリー・タマネギなどを主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積を進めているが、一般的には担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している状況である。

( 2 ) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用ビジョン

今後5年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることから、受け手となる担い手への農用地の利用集積・集約化を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

本市では、計画的なほ場整備の推進とともに、農地中間管理事業を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等を進め、担い手の経営の規模拡大を促進する。

( 3 ) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、以下の施策を推進することとする。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、本市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び支援センター等による連携体制を図る。

[ 農用地利用ビジョンの実現を図るための施策 ]

施策名	地区名	工事予定期間	施策の概要等
大区画ほ場整備事業	八沢地区【完了】	H25～R05	受益面積 228.8ha
	右田・海老地区	H25～R07	受益面積 236.3ha
	真野地区【完了】	H25～R05	受益面積 141.2ha
	鹿島西部地区	R02～R07	受益面積 99.5ha
	南屋形地区	R02～R07	受益面積 44.3ha
	西真野地区	R02～R07	受益面積 134.3ha
	栃窪地区	R02～R07	受益面積 46.9ha
	檜原地区	R05～R08	受益面積 27.6ha
	小山田地区	R04～R09	受益面積 49.5ha
	上栃窪地区	R04～R08	受益面積 69.4ha
	山下地区	R05～R10	受益面積 99.0ha
	浮田地区	R08～R13	受益面積 97.0ha
	原町東地区【完了】	H25～R05	受益面積 324.4ha
	金沢・北泉地区【完了】	H24～R02	受益面積 52.5ha
	押釜地区【完了】	H18～H30	受益面積 43.1ha

馬場西地区【完了】	H29 ~ R06	受益面積	37.2ha
深野北地区【完了】	H29 ~ R04	受益面積	31.4ha
矢川原地区	H29 ~ R07	受益面積	61.4ha
太田地区	H30 ~ R07	受益面積	157.0ha
高平中部地区	R02 ~ R07	受益面積	152.2ha
深野南地区	R02 ~ R07	受益面積	94.6ha
原町南部地区【完了】	H12 ~ R06	受益面積	155.6ha
鶴谷地区	R02 ~ R07	受益面積	75.3ha
飯崎地区【完了】	H28 ~ R06	受益面積	105.2ha
小高東部地区	H30 ~ R07	受益面積	83.9ha
村上福岡地区	R05 ~ R10	受益面積	54.1ha
岡田地区	R01 ~ R07	受益面積	32.1ha
井田川地区	R02 ~ R10	受益面積	111.0ha
片草地区【完了】	R01 ~ R06	受益面積	35.9ha
小屋木地区	R04 ~ R09	受益面積	62.8ha
小高北部地区	R07 ~ R13	受益面積	94.6ha

## 第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業等を行う。

第18条の協議の場の設置、第19条に規定する地域計画の策定・変更その他  
第4条第3

農用地利用改善事業の実施を促進する事業

委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保を促進する事業

新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業

その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

### 1 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

#### その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

##### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

##### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ

総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進する。

### (4) 農用地利用規程の内容

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

農用地利用規程においては、 に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### (5) 農用地利用規程の認定

(2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき法23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

本市は、 の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示により公告する。

から までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

(5)の に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

本市は、 に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の の認定をする。

ア のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けると、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### （7）農用地利用改善団体の勧奨等

（5）の の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （8）農用地利用改善事業の指導、援助

本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

本市は、( 5 ) の に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県普及部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構の指導・助言を求めてきたときは、支援センターとの連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

## 2 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

### ( 1 ) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

### ( 2 ) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

### **3 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項**

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修や農地中間管理機構の保有農地を利用した実践研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

### **4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項**

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

#### **(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組**

##### **ア 受入環境の整備**

農業経営・就農支援センターや県普及部、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、本市内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、本市内の農業法人や先進農家等と連携して、インターンシップの受入れを行う。

##### **イ 中長期的な取組**

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

#### **(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組**

##### **ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援**

本市が主体となって福島県農業総合センター農業短期大学校や県普及部、農業委員、指導農業士、農業協同組合、本市内の生産組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効果的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

また、新規就農者や各区認定農業者と交流できる機会の創出に努めるとともに、農業協同組合及び道の駅等と連携して、直売コーナーへの出荷のためのアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる各種研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、経営開始資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

各組織が次のとおり役割を分担しながら各種取組を進める。

- ・ 就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター（主に福島県農業振興公社）
- ・ 技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業総合センター、農業短期大学校等

- ・就農後の営農指導等フォローアップについては県普及部、農業協同組合、本市認定農業者や指導農業士等
- ・農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等

## 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携本市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の利活用を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 農業構造改善事業等の取組で定着している集落活動を一層強化することによって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲と転作を組み合わせた経営の育成を図ることとする。特に集落営農の取組を一層強化し、地域の土地利用の見直しを通じて、農用地の利用集積、連担化により、効率的な作業単位の形成に資するよう努める。

(2) 推進体制等

### 事業推進体制等

本市は、農業委員会、県普及部、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤の強化の促進方策について検討するとともに、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策について、今後10年間にわたる行動計画を樹立する。また、この長期行動計画と併せて、年度別に行うべき対応を明確化し、関係者が一体となって推進する。

### 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資するよう、支援センターと相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

### 附則

この基本構想は、平成22年6月9日から施行する。

### 附則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

### 附則

この基本構想は、平成28年3月31日から施行する。

### 附則

この基本構想は、令和3年1月22日から施行する。

### 附則

この基本構想は、令和7年 月 日から施行する。